

今後の国土強靱化施策の推進に当たっての留意事項

令和 3 年 1 月 19 日
国土強靱化の推進に関する
関係府省庁連絡会議

1. 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の円滑かつ効率的な実施について

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。）については、いわゆる「15か月予算」の考え方の下で編成された本年度第三次補正予算が成立次第、初年度である令和3年度分の執行がスタートする。関係府省庁においては、本対策の実施に当たり、以下の諸点に配慮し、円滑かつ効率的な実施に努めることとする。

- ① 5か年加速化対策の各対策の実施に当たっては、防災・減災、国土強靱化の更なる加速化・深化が喫緊の課題であることや、初年度分は経済対策の一環として執行されることなどを念頭に、地域における国土強靱化の実情を踏まえ、その課題等に即し、地域経済の活性化に寄与する公共事業等が円滑に実施されるよう、適正な積算の実施や工期の設定に努めるとともに、国庫債務負担行為の積極的な活用等による施工時期の平準化や地域の実情を踏まえた適切な規模での発注等を推進するなど適切な執行等に努める。
- ② 今後、実施予定の対策ごとのフォローアップを見据え、適切な事業費の執行管理、実施状況や効果発現状況の収集・整理を行う。
- ③ 本対策は、地域レベルでも取組が見えるよう、3か年緊急対策の事例を参考に、具体的実施箇所・現場における広報等の積極的なPRに努める。

2. 地域レベルの強靱化を進めるための国土強靱化地域計画の策定促進

全国1,741市区町村のうち、令和元年7月時点で国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定済なのは115市区町村であったが、それ以降、策定に取り組む自治体は大きく増加し、今年1月1日現在では、801市区町村が策定済となった。

具体的施策をもって地域レベルの強靱化を進めるためには、基礎自治体における地域計画策定と地域計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

このため、令和3年度末までの地域計画策定とそれに続く5か年加速化対策の内容も踏まえた地域計画の内容充実を支援・促進するため、関係府省庁においては、以下の対応を行うこととする。

- ① 令和3年度は、新規13を含む57の交付金・補助金で「重点化」等を着実に実施する。
- ② 地域計画の策定状況や交付金・補助金制度の趣旨等を踏まえつつ、地域計画の策定を交付要件とする「要件化」及び地域計画に明記された事業への「重点化」（5か年加速化対策の場合も、地域計画に明記された事業への「重点化」）を令和4年度以降実施するために、要綱改正等の検討を行う。